

5 外国法事務弁護士による弁護士の雇用状況

外弁法の一部改正（2005年4月1日施行）により、外国法事務弁護士による弁護士の雇用が解禁され、その代わりに、弁護士を雇用しようとする外国法事務弁護士に対し日弁連に対する届出義務が課された（改正外弁法第49条の3）。その届出状況は以下のとおりである。

（2008年6月30日現在）

事務所No	事務所 全体人数	雇用者数		被雇用弁護士数		被雇用外弁数	
		総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数
1	3	1	0	2	1	0	0
2	7	4	1	0	0	2	1
3	5	2	0	4	1	1	0
4	3	1	0	2	2	0	0
5	3	1	0	1	0	0	0
6	3	1	0	0	0	1	0
7	40	6	0	0	0	3	1
8	24	5	0	0	0	16	3
9	21	10	2	0	0	1	0
10	10	1	0	3	0	0	0
11	7	1	0	0	0	1	0
12	1	1	1	0	0	1	0
13	46	1	0	0	0	1	0
14	49	4	0	51	22	7	3
15	2	1	0	1	1	0	0
16	2	1	0	43	19	4	1
17	1	1	0	0	0	16	3

【注】事務所の全体人数より、雇用者数、被雇用弁護士数、被雇用外弁数の合計数の方が多い事務所があるのは、雇用先が変更になったものの届出がなされていない場合や、雇用終了の届出時期にずれがある等、全体人数に反映されていないものがあるためである。